海外留学保険（海外旅行保険）の概要

［この保険の詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約に当たっては必ず重要な事項等のご説明、「ご契約のしおり」（保険小冊子）をご参照ください。］

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。	傷害死亡保険金額の全額を指定された方（死亡保険金受取人）にお支払いします。指定のない場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 注 すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	たとえば ①次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患・疾病、心神喪失 ・妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置（ただし、弊社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合にはこの限りであります。） ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争・革命などの事変・放射能汚染 ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など
傷害後遺障害	旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき。	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 注 保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用 （カイロプラクティック等にかかわる費用不担保特約セット） （救援者費用等追加担保特約セット）	●傷害治療費用部分 旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられたとき。 ●疾病治療費用部分 ①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」でお支払いできる場合には、この限りではありません。）」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。 ②旅行行程中に感染した感染症（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、ボボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。）により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。 ●救援費用部分 ①「旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 ・旅行行程中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として死亡したとき。 ・旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。 ②旅行行程中の偶然な事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までの契約に限り「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」でお支払いできる場合には、この限りではありません。）が原因で継続して3日以上入院したとき。 ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは墜落したとき、旅行行程中の偶然な事故により被保険者の生死が確認されるまで、救援・救助活動が要るとき。 ④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。	●傷害・疾病治療費用部分 1回のご旅行につき、被保険者が現実に支出した費用で、弊社が妥当と認める次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ただし、ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。） ①診療費関係（保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。）、緊急移送費、ホテル客室料（治療を要する場合において医師の指示により ホテルで静養するときのホテル客室料）、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。 ②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。 ③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担するべきを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。） ④法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ⑤家事緊急事態が発生し引き続き入院した場合に必要となったホームヘルパーの雇入費用、被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用 注1 カイロプラティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者（治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。）による治療を受けたときに現実に支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。 注2 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分についてはお支払いできません。 ●救援費用部分 保険期間中、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額をもって1回の事故等の支払いの限度とします。 （「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限） ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃等の往復運賃（救援者3名分まで）（ただし、生死が判明した後およびご捜索・救助費用が不要となった後は除きます。） ③現地および現地までの行程における ホテル客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで）（ただし、生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後は除きます。） ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用（100万円まで） ⑥通話費（救援者の通話料金、現地での交通費・通信費等合計で20万円まで）	たとえば 1回の病気につき、現実に支出した費用で、弊社が妥当と認める上記「疾病治療費用部分」および「救援費用部分」の費用を保険証券記載の保険金額を限度としてお支払いします。 注1 旅行開始前に医師の処置または処方により予定されていた費用についてはお支払いできません。 注2 温泉療法天然の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用、あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティック、整骨等の費用、運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法等の費用はお支払いできません。
疾病に関する応急治療・救援費用（保険期間31日までの契約にセットされます。）	●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病していた病気により、旅行行程中に医師の応急治療を受けられたとき。 ●救援費用部分 旅行開始前に発病した病気が原因で、病院または診療所へ継続して3日以上入院したとき。		
歯科治療費用	旅行行程中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始された場合に保険金をお支払いします。（ただし、初年度契約については、保険期間の初日から90日まで発病した場合はお支払いの対象となりません。）	次の所定の費用のうち実際に支出した費用で弊社が妥当と認めた金額に縮小割合（50%）を乗じた額を歯科医師の治療を開始した日から180日間を限度としてお支払いします。 （保険期間が1年をこえる契約の場合には、保険年度を通じてのお支払の限度とします。） ①診察費、処置用および手術費②義肢費、治療材料費および医療器具使用料③X線検査費、精検査費および手術室費④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用 （「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限） 者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分についてはお支払いできません。	たとえば ①次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②歯科治療を伴わない検査費用 ③予防治療、矯正治療（義歯び、歯のすき間もしくはかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療を含みます。）…など
疾病死亡	①旅行行程中に病気により死亡したとき。 ②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。）により旅行行程終了後72時間を経過するまでに死亡したとき。（ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたときに限ります。） ③旅行行程中に感染した感染症（上記疾病治療費用部分②に記載の感染症）により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。	疾病死亡保険金額の全額を指定された方（死亡保険金受取人）にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。	たとえば ①次のような原因により生じた病気 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②妊娠・出産・早産・流産およびこれらにもとづく病気 …など ③歯科疾病
賠償責任	旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの（契約者または被保険者がレンタル業者より借りた旅行用品を含みます。）をこわしたりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 注2 被保険者が責任無能力者の場合はその親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。	たとえば ①次のような原因により生じた損害 ・保険契約者または被保険者の故意・戦争・革命などの事変・放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ・被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任　・同居の親族に対する損害賠償責任　・自動車、船、航空機、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任　・受託物に対する損害賠償責任（他人から借りたものを含みます）・汚染物質に起因する損害賠償責任　心神喪失に起因する損害賠償責任・罰金違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 …など
携行品	旅行行程中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が、盗難・破損・火災などの偶然の事故によって損害をうけたとき。 注1 携行品は、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。次に掲げるものは保険の対象には含まれません。現金・小切手、プリペイドカード、商品券、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、現代自動車（自動二輪車を除く）、船舶（ヨット、モーターボートおよびボーターボートおよびボートを含む）・自動車・バイクおよびこれらの付属品、サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具、またはビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん・スカイダイビング・バンジーグライダー等の特に危険なスポーツ等を行なっている間の当該スポーツ等の用具、被保険者の居住施設内にあるものや別送品。 …など	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は事故後に支出した費用で合計5万円限度）を限度として時価額（その損害が生じた地および時における保険の目的の価額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。 注1 携行品については、その所有者および航空運賃発給の費用（領事館に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料をいいます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 注2 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。 注3 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。	たとえば ①次のような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意 ・戦争・内乱・暴押さえ、没収・破壊、自然の消耗、さび、変色 ・紛失、置き忘れ・詐欺、横領・修理、調整作業上の事故 ・電気的、機械的事故・塗料のはがれ等外観のみの損傷 ・国際間輸送中に生じた損害（携行品を除く） ・コンピューターウイルスにより生じた損害 …など
賠償責任（長期用）	旅行行程中の日常生活に起因する偶然な事故、または留学の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき賠償責任（長期用）保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 注2 被保険者が責任無能力者の場合はその親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。	たとえば ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の（アルバイトを含む）職業上の行為 ③自動車、船、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する事故 ④親族に対する損害賠償 ⑤心神喪失に起因する賠償責任 …など
生活用動産（長期用）	海外現地の宿泊、居住施設内に保管中の被保険者所有の家財、身の回り品および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品が、火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとき。 注1 次に掲げるものは保険の目的に含まれません。現金・小切手・プリペイドカード・商品券・クレジットカード・コンタクトレンズ・定期券・キャッシュカード・各種書類・船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含む）・自動車・バイクおよびこれらの付属品・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等、特に危険なスポーツおよびサーフィン、ウインドサーフィン、その他これらに準ずるスポーツの用具・欧食料品・ガラス器具・美術品。国際間輸送中の生活用動産 など	家財・身の回り品1個（1点・1組または1対）　あたり20万円（乗車券・航空券等の場合は5万円）を限度として時価額（その損害が生じた地および時における保険の目的の価額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。 旅券については、旅券の再取得または渡航費の取得に要した交通費、ホテル客室料、手数料、電信料を損害額とします。（5万円まで）	たとえば、次のような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受けとるべきものの故意 ・戦争、内乱・暴押さえ、没収・破壊、自然の消耗、さび、変色 ・紛失、置き忘れ・詐欺、横領・修理、調整作業上の事故 ・電気的、機械的事故・塗料のはがれ等外観のみの損傷 ・国際間輸送中に生じた損害（携行品を除く） ・コンピューターウイルスにより生じた損害 …など
航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を経ってもその目的地に運搬されなかったとき。	航空機到着後96時間以内に被保険者が負担した必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、10万円または携行品損害保険金額のいずれか低い額をもって支払いの限度とします。 ①衣類購入費（寄託手荷物に下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、これを購入したときの費用）　②生活必需品購入費（寄託手荷物に洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用）　③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。	たとえば 次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 …など
航空機遅延費用	（出発遅延費用等）搭乗予定の航空機について ・6時間以上の出発遅延 ・欠航・運休 ・航空運送事業者の搭乗予約受付業務の瑕疵（かし）による搭乗不能が生じた、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できなくなった。 （乗継遅延費用） 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できなくなった。 （着陸地変更） 搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できなくなった。	出発地（または乗継地・着陸地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。 ただし、1回の搭乗不能（または到着機の遅延）につき、宿泊を伴う場合は3万円、宿泊を伴わない場合は1万円をお支払いします。	
オプション 学業費用	被保険者の親族のうち、被保険者を扶養するもの（以下、「扶養者」といいます。）が次のいずれかの状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなり、それによって被保険者が退学した場合、または、被保険者が次のいずれかの状態になり、それによって被保険者が退学した場合 ①保険期間中のケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときまたは所定の期間後遺障害が生じたとき。 ②保険期間中に発病した疾病により保険期間中に死亡したときまたは危篤になったとき。	保険証券に記載された学業費用保険金額（既に学校に納付した学費が学業費用保険金額より低いときは、納付した学費の額）に次の割合を乗じて得た金額をお支払いします。 未経過就学期間の日数 被保険者が既に学校に納付した学費により、授業等を受けられる期間の総日数	たとえば、つぎのような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または扶養者の故意 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。（ただし、弊社が保険金を支払うべきケガまたは病気を治療する場合には、この限りではありません。） ・日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・保険金をお支払する事由に該当する状態になった時に ①学校に在籍する学生・生徒でない場合 …など ②扶養者が被保険者を扶養していない場合 …など なお、扶養者が「保険金をお支払いする場合」のいずれかの状態になり、留学継続費用保険金が支払われる場合には、弊社は、学業費用保険金を支払いません。
緊急一時帰国費用	海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に生じた次の事由により一時帰国したとき。（※一時帰国とは、日本国に帰国することをいいます。以下同様とします。） ①配偶者または親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機もしくは船舶の運難・行方不明 注1 上記の事由が生じた日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国日（入国手続きを完了した日）からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した当社が妥当と認めた次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②ホテル客室料および諸雑費（合計して20万円まで） ・一時帰国の行程およびホテル等宿泊料（14日分まで） ・諸雑費（通信費、通勤手続費、一時帰国した地における交通費等） 注1 同一の親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象とはなりません。ただし、同一の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。 注2 保険契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。	たとえば、つぎのような原因により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または扶養者の故意 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。（ただし、弊社が保険金を支払うべきケガまたは病気を治療する場合には、この限りではありません。） ・海外渡航期間開始前に発病した疾病 ②左記「保険金をお支払いする場合」①～②の原因または③の事由が発生したときに別に購入または不の予約ができ、これを利用して一時帰国した場合は、保険金をお支払いできません。 …など

●「被保険者」とは保険の対象となる方をいいます。●保険期間（保険のご契約期間）が旅行期間と異なる場合、上記「旅行行程中」と「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

■告知事項・通知事項について
保険契約の申込に際しては、保険契約申込書の告知欄を正確に記入ください。
特に「同一の危険を補償する他の保険契約」は、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにぜひおすすめします。事実と相違することを記入された場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。なお、ご契約締結後、「同一の危険を補償する他の保険契約」を締結されるとき、またはこれらの保険契約がなくこを知ったときは取扱代理店または弊社までただちにご通知ください。

■このパンフレットは保険の概要をご案内したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

●引受保険会社

AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー
A Member of American International Group, Inc. AIG
〒100-8234　東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル
http://www.aiu.co.jp
お問合わせ先：旅行保険カスタマーセンター
Tel 03-5611-0799

●お問い合わせ先

取扱代理店　株式会社 ダイナインシュアランス
□ 本社 〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-4-1 アドバンテージビル
TEL.03-5833-0301 FAX.03-5833-0302
□ ワーホリ@保険 事業部 〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-15-14 宍戸ビル 9F
フリーダイヤル 0120-112-303（平日 10 時～ 17 時）
URL http://workingholiday-net.com/insurance/

104-959（U-6455-200703）9-07　60MF）

観光　留学　出張　駐在　その他